

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月2日
【会社名】	キオクシアホールディングス株式会社
【英訳名】	Kioxia Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 太田 裕雄
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目1番21号
【電話番号】	03-6478-2539
【事務連絡者氏名】	開示部長 園田 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目1番21号
【電話番号】	03-6478-2539
【事務連絡者氏名】	開示部長 園田 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、勤務継続型株式報酬制度（以下「RSU制度」という。）及び業績連動型株式報酬制度（以下「PSU制度」という。）に基づき、当社の取締役及び当社子会社の執行役員に対してユニットを付与することを決定したことに関し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令19条第2項第2号の2の規定に基づき、2025年7月25日付で臨時報告書を提出し、その後、記載事項の一部に誤りがあったため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、2026年3月25日付で臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

この度、2026年6月25日開催の当社第8期定時株主総会において、RSU制度及びPSU制度（当初の対象期間である第7期定時株主総会終了後から第8期定時株主総会までの期間）に係る報酬等の額を改定する旨が決議されたことに伴い、記載事項の一部に変更が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 2 報告内容

#### 8．勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

（訂正前）

### 8．勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

#### a．RSU制度

（2）本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額並びに株式総数の上限

当社の各取締役等に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限は各対象期間につき2,785百万円（うち社外取締役の上限は327百万円）、各取締役等に割当てる当社株式の総数の上限は各対象期間につき320千株（うち社外取締役の上限は40千株）とします。なお、本制度に係る報酬額の上限は、事後交付型株式報酬であることを踏まえて、当社の競合企業群の直近の株価推移を参考に、当社株式の株価が合理的に実現し得る最高値を仮定して計算しており、当社の各取締役等に支給する当初制度上の基準報酬は各対象期間につき総額約1,020百万円となり、当社の子会社の各執行役員に支給する当初制度上の基準報酬は各対象期間につき総額約490百万円となります。その他、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記（3）の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給により、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合、当該上限を超えない範囲で交付する株式数又は支給する金銭の額を比例按分等取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

（3）本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

本制度において、勤務継続を条件に交付する株式数及び支給する金銭の額を以下の算定式に基づいて算出の上、交付及び支給します。

最終交付株式数（1株未満の場合は、1株に切上げ）

基準交付株式数（ ）×45%（ ）

取締役が生じる納税資金負担を考慮しております。なお、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

最終支給金額

（基準交付株式数（ ）- 最終交付株式数）×交付時株価（ ）

基準交付株式数

以下の式により算出されます。

個人別株式報酬基準額（ア）÷基準株価（イ）

（ア）個人別株式報酬基準額

客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が決定します。

（イ）基準株価

当社株式の上場当時の公募価格とします。

交付時株価

勤務継続期間終了後2カ月以内に開催される当社株式の交付を目的とした新株式発行又は自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として決定します。

b . PSU制度

( 2 ) 本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額並びに株式総数の上限

各PSU制度対象当社取締役を支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限は各対象期間につき8,851百万円、各PSU制度対象当社取締役に割当てる当社株式の総数の上限は各対象期間につき1,000千株とします。なお、本制度に係る報酬額の上限は、事後交付型株式報酬であることを踏まえて、当社の競合企業群の直近の株価推移を参考に、当社株式の株価が合理的に実現し得る最高値を仮定して計算しており、各PSU制度対象当社取締役を支給する当初制度上の基準報酬は各対象期間につき総額約3,220百万円となり、当社の子会社の各執行役員に支給する当初制度上の基準報酬は各対象期間につき総額約80百万円となります。その他、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記（3）の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給により、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合、当該上限を超えない範囲で交付する株式数又は支給する金銭の額を比例按分等取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

( 3 ) 本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

本制度において、各業績目標を用いて各業績評価期間終了後の達成度に応じて交付する株式数及び支給する金銭の額を以下の算定式に基づいて算出の上、交付及び支給します。

最終交付株式数（1株未満の場合は、1株に切上げ）

基準交付株式数（ ）×交付・支給率（ ）×45%（ ）

取締役が生じる納税資金負担を考慮しております。なお、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

最終支給金額

（基準交付株式数（ ）×交付・支給率（ ）- 最終交付株式数）×交付時株価（ ）

基準交付株式数

以下の式により算出されます。

個人別株式報酬基準額（ア）÷基準株価（イ）

（ア）個人別株式報酬基準額

客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が決定します。

（イ）基準株価

当社株式の上場当時の公募価格とします。

交付・支給率

各業績評価期間における当社財務・当社株式の株価等を指標とした業績目標達成度に応じて、客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が予め定めた範囲で算出します。なお、当初の業績評価期間における業績目標及び交付・支給率の概要については、下記「参考」をご参照ください。

交付時株価

勤務継続期間終了後2カ月以内に開催される当社株式の交付を目的とした新株式発行又は自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として決定します。

( 4 ) 取締役に対する当社株式及び金銭の支給条件

（省略）

( 5 ) 組織再編等における取扱い

（省略）

参考：当初の業績評価期間（2025年6月から2028年6月までの3年間）における業績目標及び交付・支給率

業績評価期間中の東京証券取引所における 当社株式の普通取引の連続する60日間の終値平均の最高値 *なお、判定は業績評価期間開始日を起点とする		交付・支給率
以上	未満	
2,501円	—	100%
2,223円	2,501円	75%
1,945円	2,223円	50%
1,667円	1,945円	25%
—	1,667円	0%

（訂正後）

## 8．勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

### a．RSU制度

（2）本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額の算定方法並びに株式総数の上限

当社の各取締役等に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限は各対象期間につき「基準交付株式数（「基準交付株式数」とは、下記（3）で定義する。）の上限（720千株）に交付時株価（「交付時株価」とは、下記（3）で定義する。）を乗じた額（うち社外取締役の上限は「基準交付株式数の上限（90千株）に交付時株価を乗じた額）」、各取締役等に割当てる当社株式の総数の上限は各対象期間につき320千株（うち社外取締役の上限は40千株）とします。なお、（削除）当社の各取締役等に支給する当初制度上の基準報酬は各対象期間につき総額約1,020百万円となり、当社の子会社の各執行役員に支給する当初制度上の基準報酬は各対象期間につき総額約490百万円となります。その他、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記（3）の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給により、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合、当該上限を超えない範囲で交付する株式数又は支給する金銭の額を比例按分等取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

（3）本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

本制度において、勤務継続を条件に交付する株式数及び支給する金銭の額を以下の算定式に基づいて算出の上、交付及び支給します。

最終交付株式数（1株未満の場合は、1株に切上げ）

基準交付株式数（ ）×45%（ ）

取締役等に生じる納税資金負担を考慮しております。なお、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

最終支給金額

（基準交付株式数（ ）- 最終交付株式数）×交付時株価（ ）

基準交付株式数

以下の式により算出されます。

個人別株式報酬基準額（ア）÷基準株価（イ）

（ア）個人別株式報酬基準額

客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が取締役の職責等に応じて決定します。

（イ）基準株価

当社株式の上場当時の公募価格とします。

交付時株価

勤務継続期間終了後2カ月以内に開催される当社株式の交付を目的とした新株式発行又は自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

### b．PSU制度

（2）本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額の算定方法並びに株式総数の上限

各PSU制度対象当社取締役等に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限は各対象期間につき「基準交付株式数（「基準交付株式数」とは、下記（3）に定義する。）の上限（2,230千株）に交付・支給率（「交付・支給率」とは、下記（3）に定義する。）を乗じた数に、交付時株価（「交付時株価」とは、下記（3）に定義する。）を乗じた額」、各PSU制度対象当社取締役等に割当てる当社株式の総数の上限は各対象期間につき1,000千株と

します。なお、(削除)各PSU制度対象当社取締役を支給する当初制度上の基準報酬は各対象期間につき総額約3,220百万円となり、当社の子会社の各執行役員に支給する当初制度上の基準報酬は各対象期間につき総額約80百万円となります。その他、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割(株式無償割当を含む。)によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記(3)の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給により、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合、当該上限を超えない範囲で交付する株式数又は支給する金銭の額を比例按分等取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

(3) 本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

本制度において、各業績目標を用いて各業績評価期間終了後の達成度に応じて交付する株式数及び支給する金銭の額を以下の算定式に基づいて算出の上、交付及び支給します。

最終交付株式数(1株未満の場合は、1株に切上げ)

基準交付株式数( ) × 交付・支給率( ) × 45%( )

取締役が生じる納税資金負担を考慮しております。なお、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

最終支給金額

(基準交付株式数( ) × 交付・支給率( ) - 最終交付株式数) × 交付時株価( )

基準交付株式数

以下の式により算出されます。

個人別株式報酬基準額(ア) ÷ 基準株価(イ)

(ア) 個人別株式報酬基準額

客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が取締役の職責等に応じて決定します。

(イ) 基準株価

当社株式の上場当時の公募価格とします。

交付・支給率

各業績評価期間における当社財務・当社株式の株価等を指標とした業績目標達成度に応じて、客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が予め定めた範囲で算出し、当初の業績評価期間(2025年6月から2028年6月までの3年間)においては、下表に則り交付・支給率を決定します。

業績評価期間中の東京証券取引所における 当社株式の普通取引の連続する60日間の終値平均の最高値 * なお、判定は業績評価期間開始日を起点とする		交付・支給率
以上	未満	
2,501円	—	100%
2,223円	2,501円	75%
1,945円	2,223円	50%
1,667円	1,945円	25%
—	1,667円	0%

交付時株価

勤務継続期間終了後2カ月以内に開催される当社株式の交付を目的とした新株式発行又は自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

(4) 取締役に対する当社株式及び金銭の支給条件

(省略)

(5) 組織再編等における取扱い

(省略)

(削除)

以上